○ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

（平成十六年十月六日）

（経済産業省告示第三百十五号）

改正　平成一八年　三月二九日経済産業省告示第　五六号
同　二五年一二月二七日同　第二六九号
同　二九年　三月二八日同　第　五四号
同　三一年　三月二九日同　第　六八号
令和　元年　七月　一日同　第　四六号
同　　五年　三月二八日同　第　二三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十八条第一項及び第二十条の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第四百三十三号（ガス調理機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）の全部を次のように改正したので、告示する。

ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

（平25経産告269・改称）

1　判断の基準

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第13号に掲げるガス調理機器（以下「ガス調理機器」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成18年４月１日に始まり平成19年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガス調理機器のこんろ部並びに目標年度（平成20年４月１日に始まり平成21年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガス調理機器のグリル部及びオーブン部の性能について、次に掲げる基準を満たすこと。

（1）　こんろ部にあっては、こんろ部エネルギー消費効率（３(１)に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を第１表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

（2）　グリル部にあっては、グリル部エネルギー消費効率（３(２)に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を第２表の左欄に掲げる

区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げるグリル部基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算出した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

（３） オーブン部にあっては、オーブン部エネルギー消費効率（３(２)に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を第３表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げるオーブン部基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算出した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

第１表（こんろ部）

区　　分				こんろ部
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	区分名	基準エネルギー消費効率
ガスこんろ	卓上形		A	51.0
	組込形		B	48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	２口以下	C	56.3
		３口以上	D	52.4
	組込形	２口以下	E	53.0
		３口以上	F	55.6
	キャビネット形又は据置形		G	49.7
ガスレンジ			H	48.4

備考

１　「ガスレンジ」とは、ガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。

２　「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3　「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4　「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。

5　「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

第２表（グリル部）

区　　分			グリル部 基準エネルギー消費効率
燃　焼　方　式	調　理　方　式	区分名	
片面焼き	水あり	I	$E=25.1V_g+123$
	水なし	J	$E=25.1V_g+16.4$
両面焼き	水あり	K	$E=12.5V_g+172$
	水なし	L	$E=12.5V_g+101$

備考

1　E及びV_gは、次の数値を表すものとする。

E：グリル部基準エネルギー消費効率（単位　ワット時）

V_g：庫内容積（単位　リットル）

2　「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のもの。

3　「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のもの。

4　「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のもの。

5　「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のもの。

6　「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下２桁を四捨五入した数値。

第３表（オーブン部）

区　　分	オーブン部

設　置　状　態	区分名	基準エネルギー消費効率
卓上形又は据置形	M	E＝18.6 V_O＋306
組込形	N	E＝18.6 V_O＋83.3

備考

1　E及びV_Oは、次の数値を表すものとする。

E：オーブン部基準エネルギー消費効率（単位　ワット時）

V_O：庫内容積（単位　リットル）

2　「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3　「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4　「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

5　「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下２桁を四捨五入した数値。

2　表示事項等

2―1　表示事項

ガス調理機器のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名又は形名

ロ　区分名

ハ　こんろ部エネルギー消費効率（こんろ部を有するものに限る。）

ニ　グリル部エネルギー消費効率（グリル部を有するものに限る。）

ホ　オーブン部エネルギー消費効率（オーブン部を有するものに限る。）

ヘ　製造事業者等の氏名又は名称

2―2　遵守事項

（1）　2―1のハに掲げるこんろ部エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭

和54年通商産業省令第74号）別表第３下欄第一号に掲げる数値をパーセントの単位で小数点以下１桁まで表示すること。

（２）　２―１のニに掲げるグリル部エネルギー消費効率及び２―１のホに掲げるオーブン部エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則別表第３下欄第二号に掲げる数値をワット時の単位で表示すること。

（３）　２―１に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ及びガス調理機器ごとに、ガス調理機器の本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載し、又は本体の見やすい箇所に容易に離脱しないよう固定した金属、合成樹脂等のラベルに記載して行うこと。

（４）（１)及び(３)において、バーナーの数が２口以上のものについては、３(１)に定めるエネルギー消費効率と別にそれぞれのバーナーごとに日本産業規格S2103(2019)の７試験方法に規定する方法により測定したこんろの熱効率を性能に関する表示のあるカタログに表示するものとする。

３　エネルギー消費効率の測定方法

１のこんろ部エネルギー消費効率及びグリル部エネルギー消費効率並びにオーブン部エネルギー消費効率は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

（１）　こんろ部

①　こんろ部エネルギー消費効率は、日本産業規格S2103(2019)の７試験方法に規定する方法により測定したこんろの熱効率とする。

②　①において、バーナーの数が２口以上のものにあっては、バーナーの表示ガス消費量（日本産業規格S2103(2019)の１．適用範囲に規定する表示ガス消費量をいう。以下同じ。）が２.02キロワット以下のもの、表示ガス消費量が２.02キロワットを超え、３.49キロワット以下のもの及び表示ガス消費量が３.49キロワットを超え、５.80キロワット以下のものの区分ごとに(１)に定める方法により測定した熱効率をそれぞれ１対２.１対３.５の比率により加重して平均した数値とする。

（２）　グリル部及びオーブン部

グリル部エネルギー消費効率及びオーブン部エネルギー消費効率は、ガス消費量とし、次の式により算出するものとする。

$E=(1000/3.6)\times V\times Q\times\{(B+P_m-S)/101.3\}\times 273/(273+t_g)$

この式において、V、Q、B、P_m、S及びt_gは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：ガス消費量（単位　ワット時）

V：実測ガス消費量（単位　立方メートル）

Q：使用ガスの総発熱量（単位　メガジュール毎立方メートル）

B：測定時の大気圧（単位　キロパスカル）

P_m：測定時のガスメータ内のガス圧力（単位　キロパスカル）

S：温度t_gにおける飽和水蒸気圧（単位　キロパスカル）

t_g：測定時のガスメータ内のガス温度（単位　度）

①　V：実測ガス消費量（単位　立方メートル）

グリル部エネルギー消費効率の測定における実測ガス消費量は、②に定める方法により測定したブロックを100K上昇させるためのガス消費量とする。また、オーブン部エネルギー消費効率の測定における実測ガス消費量は、③に定める方法により測定したガスオーブンの庫内を初温より180K上昇させるためと、その後継続してその状態を20分間保持するためのガス消費量とする。

②　①のグリル部エネルギー消費効率の測定は、以下の条件の下で行うものとする。

ア　ブロックの仕様は次のとおりとする。

１）　材料は日本産業規格H3100(2000)のC1020相当とする。

２）　寸法は180±０.１ミリメートル、70±０.１ミリメートル、$20^{+0.15}_{0}$ミリメートルとする。

３）　表面につや消し黒色耐熱塗料を塗布すること。

４）　ブロックの表面にその幾何学的中心まで溝幅１.０ミリメートル、深さ１.１ミリメートルの溝を掘り、その溝に熱電対を埋め込み、上面をはんだでろう付けすること。熱電対の先端は、ブロックの幾何学的中心点に直径１.１ミリメートル、深さ10ミリメートルの穴を掘り、その孔底に達するように埋め込み、はんだでろう付けすること。なお、熱電対は、日本産業規格C1602(2015)の種類K、素線径１.00ミリメートルのものを使用すること。

イ　ブロック及びグリル庫内の試験開始前温度は20±５℃とすること。

ウ　ブロックは焼き網の幾何学的中心に１個設置すること。ただし、機器の取扱説明書で魚１匹を焼く場合の位置を指定している場合は、指定された位置にブロックを設置すること。

エ　ガス量の調節状態は最大とすること。

③　①のオーブン部エネルギー消費効率の測定は、以下の条件の下で行うものとする。

ア　オーブン庫内の試験開始前温度は20±５℃とする。

イ　庫内の幾何学的中心に日本産業規格S2103(2019)の表５に規定するオーブン温度測定用熱電対を取り付けること。

④　①のグリル部及びオーブン部エネルギー消費効率の測定は、次の条件の下で行うものとする。

ア　試験室の温度は20±５℃、試験室の湿度は65±20％とすること。なお、試験室の雰囲気、試験室の温度の測定については、日本産業規格S2093(2019)の４．１試験室の条件の規定に準拠すること。

イ　ガス消費量の測定は、日本産業規格S2093(2019)の９ガス消費量試験の１．ガス消費量の測定a）機器の状態及びb）試験の条件に規定される状態とすること。

ウ　機器の設置状態は、日本産業規格S2103(2019)の表５性能及び試験方法の平常時温度上昇（機器の各部）に規定される状態とすること。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の２の規定により行うべき表示事項等は、平成17年９月30日までは、なお従前の例によることができる。

附　則　（平成一八年三月二九日経済産業省告示第五六号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則　（平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号）

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のＩの１の(１)の④のイの改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。）、Ｉの１の(２)の④のオ、同(３)の④のイ、同(４)の④のイ、同(６)の③及び同(７)の④のウの改正規定並びにＩの２の(２)の（２―２）の④のウ、同(５)の（５―２）の④のイ及び同(６)の（６―２）の④のウの改正規定に限る。）、第二条から第八条まで（題名の改正規定に限る。）第十条、第十一条（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の１の１―１の改正規定を除く。）及び第十二条から第三十条まで（題名の改正規定に限る。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日か

ら施行する。

附　則　（平成二九年三月二八日経済産業省告示第五四号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附　則　（平成三一年三月二九日経済産業省告示第六八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則　（令和元年七月一日経済産業省告示第四六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則　（令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号）　抄

（施行期日）

第一条　この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。